

公 告

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第120条第1項の規定に基づき、桑栄ビルマンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第123条第1項の規定により、次のように公告する。

令和7年7月23日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

- 1 組合の名称
桑栄ビルマンション敷地売却組合
- 2 売却マンションの名称及びその所在地
(1) 名 称 桑栄ビル
(2) 所在地 三重県桑名市桑栄町2番地
- 3 事務所の所在地
三重県桑名市桑栄町2番地内
- 4 設立認可の年月日
令和7年7月22日
- 5 事業年度
毎年7月1日から翌年6月30日(この組合の最初の事業年度は、桑栄ビルマンション敷地売却組合定款第46条の規定にかかわらず、この組合設立の日から2026年6月30日までとする。)
- 6 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は広報に掲載して行う。